

平成24年塩尻市議会9月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成24年9月21日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費
14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費7目榑川保健
福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療
運営費及び4項国民年金事務費を除く）5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営
費、10款教育費

議案第 3号 平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会歳入歳出決算認定について

議案第 5号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会歳入歳出決算認定について

議案第27号 平成24年塩尻市一般会計補正予算（第4号）中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目市
民交流センター費、3款民生費、10款教育費

議案第29号 平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会補正予算（第1号）

議案第30号 平成24年度塩尻市介護保険事業特別会補正予算（第1号）

請願3月第1号 スケートボード練習場の設置を求める請願

請願9月第1号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

請願9月第2号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職
員配置増を求める意見書提出に関する請願

○出席委員

委員長	山口	恵子	君	副委員長	宮田	伸子	君
委員	永田	公由	君	委員	金子	勝寿	君
委員	森川	雄三	君	委員	中原	巳年男	君
委員	鈴木	明子	君				

○欠席委員

なし

○説明のために出席した理事者・職員

省略

○ 議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前9時59分 開会

○ 委員長 おはようございます。ただいまから、時間は少し早いですが、皆さんおそろいでありますので、9月定例会福祉教育委員会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会は委員全員出席しております。それでは、早速、昨日に続きまして審査を行います。

議案第1号 平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く) 5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○ 長寿課長 昨日、一般会計の決算の御審議の中でですね、老人福祉費、決算書でいきますと139ページになるわけですが、その中の介護基盤整備費の内容につきまして、山口委員長から御質問がございました。御質問の内容とすれば、基盤が整備されたんだけど、施設に入所したところ7日くらいの入院で、6日を超える入院でもって退所をするよう言われたということに対してですね、それについてそういった根拠規定があるのかどうかというようなことであったかと思えますけども、私の回答がですね、経営のことが報酬に基づく経営であるので、おのおのの施設に任されるというふうに御回答いたしました。まことに申しわけございません。それに関してですね、特別養護老人ホームについてはそれに関して運営の基準がございます。特別養護老人ホームにつきましては、入所者について病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれる時につきましては、その者、その家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない、という規定がありますので、少なくとも家族の希望を勘案するという部分、それから、やむを得ない事情がある場合を除きという部分、それから、3月以内に退院することが明らかになるという、その辺のところですね、適切な話がなされて退所を迫られた方に関しては、基準に照らし合わせてですね、私としても疑問に思うところがございます。ただ、特養に対してはですね、指導すべきところが県でございまして、ちょっとまた実態など、市内のほかの事業所についても、きのうお話ししましたが、実態を少し私どもで調べさせていただく中で、県とも相談させていただきたい。対応については、そのように考えております。回答について、訂正させていただきます。

○ 委員長 はい。それでは、青木課長。

○ スポーツ振興課長 それでは私のほうから、昨日、宮田委員さん、副委員長さんから御質問のありました件につきまして御答弁申し上げたいと思います。決算書の315ページでございますけれども、丸印の体育施設整備事業の中のアンケート調査業務委託料の関係でございます。67万6,620円でございますが、内訳がですね、封書業務委託が5万2,920円、それから集計分析業務委託が62万3,700円ということになっておりま

す。御質問の封入れ業務のほうでございますが、8月18日付の契約で一般財団法人塩尻市振興公社のほうに委託をいたしまして、封入れ作業とですね、礼状、督促状を兼ねておりますが、こちらのタックシール貼りを委託してあります。御指摘のありました封入れの関係の不備でございますが、市のほうに問い合わせ、おしかり等のあった件数につきましては19件でございました。9月5日に発送しておりますので、翌日の6日から26日までの間に電話等で問い合わせがありまして、個別に対応を行ったということで、すぐに委託先に連絡を取って状況を聞き厳重に注意するとともに、対象の方には差しかえをすぐお届けするというような対応をとっております。支払いにつきましては、19通ということで1万通のうちの、率でいいますと0.19%ということもございましたので、業務自体の執行はされていると、不適切な部分はございましたがされているということで、契約どおり5万2,920円を10月25日にお支払いをしたというものでございます。以上でございます。

○委員長 はい。委員の皆様より、ほかの件に関しましても質問ありましたらお願いしたいと思います。いいですかね。なければ全体を通して、第1号平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定につきましてこれで終了したいと思いますのですが、全体を通して質問などありましたらお出してください。

○副委員長 御回答ありがとうございました。アンケートの件ですけれども、厳重注意をされたということなんですけど、注意をするのではなくて、どうしてそういう原因が起こったのか、今後それを起こさないためにはどうしたらいいかということをお方さんにちゃんと考えていただけるように指導をしていただけたらと思います。今後そのように、ほかの課の方もそうですが、対処していただけるようお願いいたします。

○スポーツ振興課長 委員さんおっしゃるとおりでございますが、私どももいたしまして、委託先のほうにお話をする中で報告書という形で提出をいただいております。その中では、流れ作業の中でチェック漏れが生じてしまったという報告を受けております。今後につきましても、チェック担当を配置するなど、再発防止には厳に努めていきたいという報告もいただいておりますので、今回の件を教訓にいたしまして、私どもの今後の事務についても厳重に対処をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○副委員長 はい、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにございますか。その他でも、全体で。

○副委員長 259ページの教職員住宅のところをお伺いしたいんです。平成23年度は半数弱くらいが入居されているということでしたが、残りの住宅に関して今、東日本の被災者の方が御希望があれば入れるようにとかという対策はされていると思うんですが、今現在どのくらいあきがありますでしょうか。

○教育総務課長 教員住宅でございます。59戸のうち39戸入っているという説明をさせていただきまして、東日本にかかわる受け入れ先として、現在県のほうに7戸の教員住宅を用意をしております。そのうち1戸につきまして、1世帯、4人家族でございますけれども現在入居をしております、現在こちらのほうへ生活の拠点を移すということを前提にお仕事を探しておられるという状況になっております。

○副委員長 今後もこういったような活用をされていくのか、それとも教職員住宅、あまりあきがあるようであれば、処分をしていくお考えがあるのかお聞かせください。

○教育総務課長 教職員住宅につきましては、本会議におきましても今後の対応について御質問されておりますけれども、庁内の、人口誘導にかかわります空き家ですとか教員住宅の活用についての庁内会議も重ねてきたわけではありますけれども、何分、教員住宅の中では老朽化が激しいものがございます、昭和40年建築という

ものの中にはございます。調査した結果、十数戸につきましては、もう住宅として提供する上でも危険であるというような判断をしておりますので、こういったものにつきましては来年度以降、解体する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○副委員長 ありがとうございます。続けていいですか。273ページお願いします。273ページの外国語指導助手の件なんですけれども、このALTの方、今現在契約の方法はどのようになってますでしょうか。何社から見積りをとって選ばれているのか、それか1社の随意契約になっているか教えてください。

○教育総務課長 私どもと今、契約しておりますのは、市内のアクティブパーソナルという会社でございまして、随意契約でございます。市内のALT、小学校が1名、中学校が両小野中も含めまして6名おりますけれども、うち2名がJET、残りにつきましては業者委託という内訳になっております。

○副委員長 随意契約にされている理由は何かありますか。

○教育総務課長 まず市内でこの業者が1業者であるということと、これまでもALT業務に対してのノウハウを十分習得をして、十分市内の学校での活動に対してこのALTの派遣が効果的なものであるという判断をいたしまして、随意契約とさせていただいております。

○副委員長 市内の業者が1社しかない、市内の業者をできるだけ使いたいというところはわかりますけれども、1社しかなくて、そこがいいという判断がなかなかつきにくい部分もあると思いますので、何社かプロポーザルをすとか、そういった方法も取り入れればいいと思いますが、今後に対してお考えをお聞かせください。

○教育総務課長 ALTにつきましては、JETからの派遣と、それから民間との業務委託という形態をとっている自治体が多いわけでありまして、文科省のほうから雇用形態の見直しの通知がございます。幾つかの手法がございまして、JETや業務委託のほかに、市の嘱託として直接雇用をするすとか、あるいは労働者の派遣契約を結ぶすとかといったさまざまな形態がございます。特に文科省から通知をいただいておりますのは、偽装請負ということでございまして、ALTは担任の先生あるいは国際理解の講師の先生とチームティーチングによりまして授業を行っているわけでありまして、委託業者からの派遣でございますので、直接その先生方から指示、指導ができないと。それは偽装請負に当たるという通知をいただいております。したがって、JETを活用するなり、あるいは市の嘱託として直接雇用するなりというような方向を検討していただきたいというようなことでございました。それぞれこういった形態につきましてもメリット、デメリットございますし、一番いい形、学校が一番使いやすい形がベストだというふうに思っておりますし、教室内で先生方との交流ですとか、あるいはやり取りができないということは、その授業自体が成り立たない本末転倒なことになりますので、どんな形が一番いいのか、今、検討しているところでございます。

○副委員長 ぜひ子供たちの授業のために、いい方法をできるだけ早い時期に検討していただけることを望みます。

○委員長 済みません、私のほうから1点お聞きしたいと思います。157ページ、CAP研修委託料が盛り込まれており、市内小学校の生徒さんは、1度は研修を受けることができるというふうに拡大をされてきたと思いますが、今後さらに拡大をしていくというようなお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○家庭支援室長 今、委員さんの質問のとおり、塩尻市では平成18年度からこのCAPプログラムの研修を市内小学校、生徒と合わせまして教職員、それから保護者、地域の方、特に民生児童委員さんですけれども、3つ

のプログラムを組みまして計画的に進めてきたところです。平成23年度につきましては、市内3校、塩尻東小学校、片丘小学校、宗賀小学校、教職員で53名、それから保護者、地域の方120名、それから児童生徒の皆さん551名がこのCAPプログラムを体験していただいております。平成18年度からの集計でいきますと、既に教職員の方が570名、それから保護者、地域の方が1,161名、それから児童生徒の皆さんが2,153名ということで、それぞれCAPプログラム、自分の身は自分で守るところを教職員、それから保護者の皆さん、それから児童生徒それぞれに体験的なワークショップを経験していただきまして進めてきた事業であります。あと、計画でいきますと、平成27年度にはすべての中学に入る生徒児童がこのCAPプログラムを体験するところになりますので、今年度も計画的に事業を進めております。

平成25、26年度を過ぎますと、市内のすべての児童生徒の皆さんが中学に上がる時には、このプログラムを体験できるということまでできております。今後、先日教育委員会のほうでも、昨今のいじめ、それから登下校の声かけ等々、児童生徒を取り巻く環境が非常に難しい状況もありますので、これは、地域、教職員、児童生徒それぞれが、みんなで自分の身を守っていくというところの意識啓発にもつながると思いますので、今後の事業の展開がどうかということで教育委員会のほうでも検討いただいているところです。

ただ、計画でいきますと、この平成25、26年度をもって一応の、まずは検証をして、その後また、今後どういう形がいいかということで、この事業を拡大するか、あるいは又は方向を変えて、方法を変えて実施していくか、いずれにいたしましても、今、社会情勢考えますと、お子さん自身が自分のことを自分で守るという意識も必要ですし、教職員の先生方もやはり児童生徒の安心・安全を確保すると、あるいは、いじめを早期発見するという意識を持っていただくために必要な教育、あるいは体験プログラムは必要かと考えています。なおかつ、地域全体で生徒児童の健やかな成長を見守るというのを塩尻市としては実現していきたいということで、このプログラムを実施しておりますので、また関係の皆さんと検討させていただいて、よりよい方法で進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○委員長 やはり今、教育の生徒と先生、また保護者と学校というようなところで信頼関係が非常に揺らいでいる状況でありますし、教師と生徒という間柄では、何が正しいか正しくないかの判断も非常にあいまいなところがありまして、先生からこれを着てちょうだいとか頼まれても嫌と言えないような環境もやはりあるので、みずから自分で命を守る、嫌なことは嫌と言っていいというようなことも、しっかりCAPの中でも教えているような内容にもありますし、今、答弁にありましたけど、いじめ問題に関しても、みんなでやはりCAP研修を受けてみずから守っていこうというような大事な事業だというふうに思っていますので、決して縮小することのないように。さらにCAPの研修内容も保育園向きとか中学生向きとか、年代に合った内容もあるはずですので、その辺も含めて、今後塩尻市の子供たちの健全な教育、発達のために何がいいかしっかり検討していただきたいというふうに思います。以上です。

ほかにありますか。なければ質疑が終わりましたので討論を行います。ないですかね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、採決を行います。議案第1号、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第1号、当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第3号 平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 次は、議案第3号平成23年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**男女共同参画・人権課長** それでは、塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計、平成23年度決算の御説明を申し上げます。決算書の365ページからになります。この事業につきましては、塩尻市住宅新築資金等貸付条例に基づきまして、同和地区におきまして住宅の新築、改修又は宅地の取得をしようとする者に対しまして、資金の貸し付けを行ってきたものでございます。平成23年度の歳入合計は122万5,264円、歳出合計115万5,244円、差引残額が7万20円でございます。この額は平成24年度への繰り越しとなるものでございます。

それではまず、歳出の関係から説明いたします。決算書の372ページをごらんください。373ページの備考欄になりますけれども、まず総務費51万8,000円です。歳入増のため、一般会計へ繰出金として支出したものでございます。公債費ですが、貸付資金として市が借り入れました長期債の元金の償還金として58万6,525円、利子の償還金として5万719円を支出したものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。戻りまして370、371ページをごらんください。まず、貸付金元金の収入でございます。住宅新築資金の収入が68万7,609円。内訳ですが、備考欄にありますとおり、現年分が1名の方から返済がありまして48万4,349円、滞納分が一人分で20万3,260円でございます。次、宅地取得資金の収入でございますが、39万950円、現年分が1人分で27万1,600円、滞納分が1人分で11万9,350円ございました。

次に、貸付金の利子の収入でございます。住宅新築資金の利子収入が6万4,411円。内訳ですが、先ほどの元金と同じく現年分1名分で1万6,627円、滞納分が1人分で4万7,784円でございます。宅地取得資金の利子収入は3万5,202円、内訳は現年分1人分で6,716円、滞納1人分で2万8,486円となっております。以上でございます。

○**委員長** ただいま説明を受けましたので、委員の皆様より御質問をお出しいただきたいと思います。

○**金子勝寿委員** 毎年お話しになることなんですが、監査意見書ですね。監査委員からもういわゆる不納欠損処理を行うということを指摘されています。この点、一般会計に移すかどうかも含めて説明あったと思うのですが、この辺、この場合どうするのか、いわゆる債権放棄するのかどうか、1点、答弁お願いします。

○**男女共同参画・人権課長** その件につきましては、今年度、国への償還が終わるということで、来年度この特別会計を廃止して一般会計で残りを処理するということで進めているわけでございます。残りの債権につきまして、1名からは長期返済計画を変更しまして、平成41年までの中での返済計画を新たに立て直しまして、返済をしていただいている状況でございます。もう1名の方については、今ちょっと連絡がつかない状況が長く続いておりまして、これにつきましても市の債権管理条例に基づきまして適正に今年度中に処理できますよう、現状につきまして再度調査をしている最中でございます。以上でございます。

○金子勝寿委員 債権管理条例、去年できたんですかね。したがって、5年もう、たってるという形で放棄するというでいいんですかね。

○男女共同参画・人権課長 こちらの事業の貸出分につきましては民法上の契約ということで、10年の時効ということになっておりまして、現在4年分の返済金が時効にならずに残っている状況でありますので、その辺が回収できるかどうかを、再度本人のほうの意向等も確認したいと思っておりますので、転出先の自治体に再度調査を行いまして、現状について最終的な判断をしたいというふうに考えております。

○永田公由委員 その方の土地なり家なりってものは、どうなってるわけですか。

○男女共同参画・人権課長 この事業で購入しました家屋・土地等は、すべてもう他人の名義となっております。転出先においても貸家、一応転出先の登録上、貸家にお住まいになっているという状況でございます。住民票の中では貸家にお住まいということでございます。

○委員長 ほかにございますか。ないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声〕

○委員長 それでは、討論がありませんので、次、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第4号 平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第4号平成23年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出特別決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、よろしくお願いをいたします。決算書の375ページをお願いをいたします。塩尻市奨学資金貸与事業特別会計の決算状況でございますけれども、歳入決算額は1,680万9,369円、前年度対比0.9%の増でございます。主なものは基金繰入金と貸付金収入でございます。

また、歳出決算額は1,680万7,369円、前年度比1.0%の増ということでございます。歳出の主なものは、基金積立金、一般会計繰出金及び貸付金でございます。差引き2,000円につきまして翌年度に繰り越したものでございます。

それでは、事項別明細、歳出の方から説明をさせていただきますので、384、385ページをごらんいただきたいと思います。1款総務費でございますけれども、1目一般管理費、備考欄でございますが、選考委員の報酬でございます。2回開催をいたしました。7名で構成をしておりまして、報酬対象者が5人分ということでございます。第1回目は5月に開催をいたしました。5人の予算枠に対しまして4名の応募ございましたので、再応募をかけたところでございます。その後、1名の応募がございましたので、第2回目を7月に開催したと、こういう内容でございます。

その下の、次ですけれども基金の積立金でございますが、育英基金、高校生対象でございます。大野田育英基金、大学生対象でございます。この利子とそれぞれの償還金を基金に積み立てるものでございます。一般会計の

繰出金につきましては 木曽広域連合の奨学金の償還分でございます、合併時に清算を行っておりますので、入ってまいります貸付金収入を繰出金として一般会計へ返すという内容でございます。

それから、奨学資金貸付事業が一番下のほうにございます。８７６万円の決算額でございます、前年度は９６０万円ということでございました。育英基金奨学金貸付金、高校生対象でございますけれども、３人分の３６万円でございます。それから、大野田育英基金の貸付金、大学生対象でございますが、１６人分の８４０万円でございます。

なお、平成２４年の４月からの適用ということで奨学金制度の見直しをさせていただいております。これは見直し前の決算額ということでございまして、平成２４年度につきましては、高校生の奨学資金の増額ですとか、入学一時金の創設、あるいは償還期間の延長というような制度改正をさせていただきました。平成２４年度の応募の状況でございますけれども、新制度になりまして高校生が２人分、貸付額が５２万円。それから大学生につきましては１１人でございまして、合計額の貸付金が７８４万円という状況になっております。

それでは、歳入のほうの説明をさせていただきます。３８０、３８１ページをお願いいたします。下のほうでございますが、３目繰入金でございます。育英基金の繰入金、高校生対象でございますが、貸付金の償還分ということで３６万円。大野田育英基金が８４４万２，０００円余ということでございまして、基金を取り崩して特別会計に繰り入れ、それを貸付金に充当するという内容になっております。ちなみに基金の残高でございますけれども、本決算書の５４６ページにございますが、育英基金、高校生対象につきましては２，７７６万８５３円。大学生対象の大野田基金につきましては５，０９６万８，５２１円という結果になっております。

ページをめくっていただきまして３８２、３８３ページをお願いいたします。５款諸収入のうちの貸付金収入でございますけれども、育英基金の奨学金貸付金収入といたしまして、現年度分が１２万円を１名分でございます。それから、滞納繰越分が２万円でございます、これは２名分の内訳になっております。収入未済が３６万円５，０００円でございますけれども、これが２名分でございます、前年度に比べまして２万円減少になっております。また、その下の大学生対象の貸付金収入につきましては、５７４万５，０００円でございます、２７人分でございますし、滞納繰越分につきましては１人分の３６万円でございます。収入未済につきましては、前年８５万５，０００円ございましたけれども、平成２３年度は１名分の４９万５，０００円という状況でございます。最後の木曽広域連合の奨学基金の貸付金収入につきましては、９人分の償還貸付金収入でございます。１６４万円という内容になっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けましたので、この件につきまして委員の皆様より質問ありましたら、お出しいただきたいと思います。

○**森川雄三委員** 選考会が２度行われたというようなことなんだが、初めは人が足りなんで２回目また募集したというか。これ、あれですか、いわゆる何と言うか、お願いするとか、受け付けに来た人を振り落とすってことはあり得るわけ、選考委員がいるということは。その点はいかがですか。

○**教育総務課長** 選考に関しましては、日本学生支援機構の選考基準にあてはめまして、所得要件それから成績要件を加味して総合的に選考しております。特にどうしても、これまでは大学生の予算枠が５名ということに対しまして、６名、７名という応募がございましたので、その分振り落とさざるを得ないという状況はございました。

○森川雄三委員 この間っていうか、その報道じゃないが、就学援助の関係もあってね、皆さん大変な厳しい状況が出てる中で、子供たちが学校へ行きたくても行けないというような状況が今後生まれてきほしないかと思うんですね。そこら辺で今、大学生の枠が何名、5人ですか、というようなお話なんだが、そこら辺も枠を、基金に限りがあるから当然それは場面的には枠を設けなきゃいけないとは思いますが、その点も少し今後検討していく余地がありやしないかなと思いますけれども、その点いかがです。

○教育総務課長 委員おっしゃるとおりでございます、そんなような課題もございましたものですから、奨学資金制度の拡大ということで平成24年の4月から事業の拡大をさせていただいたところでございます。おかげさまで、今年度は10名の予算枠を設定することができまして、10名といたしますのは、最高限度5万円を借りた場合に10名が限度ということでございましたが、3万円や4万円というような希望もございましたものですから、平成24年度につきましては11名の選考ができたということで、ほぼ希望どおりの選考ができたというふうに思っております。

○森川雄三委員 振り落とすっていうかね、そこら辺もやはりしっかりと検討してほしいなと思う。それからもう1つ、木曽広域へ今まだまだ支払っておるということですが、これは、旧村の時代のきつと場面だと思うんですが、これは最終はどのくらいで償還というか、済むわけですか。何名で。

○教育総務課長 現時点で9名分でございますけれども、一番最後まで行きますのが平成31年ということでございます。

○森川雄三委員 そうですか。じゃあもうちょっとだね。それ、滞納はありますか。

○教育総務課長 滞納はございません。

○森川雄三委員 ない。成績いいね。

○委員長 ほかにございますか。ないようですので、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。では、次に進みます。

議案第5号 平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第5号平成23年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、決算書387ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、43億185万7,149円、歳出合計42億8,491万1,126円、歳入歳出差引残額は1,694万6,023円となり、実質収支額として同額を翌年度に繰り越したというものでございます。

次に、決算書404、405ページをお願いいたします。歳出から御説明申し上げます。主なもの、平成22年度と数値が大きかったものなどについて申し上げます。

1款総務費1項総務管理費でございますが、介護保険事業に関する事務費でございます。中ほどの黒ポツ、パ

ソコン保守点検委託料670万円余につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料などがございます。その下の黒ボツ、いきいき長寿計画策定委託料199万円余につきましては、3年に1度改定をされる第5期介護保険事業計画を含むいきいき長寿計画策定にかかわる委託料でございます。

下のほうに行ってくださいまして、2項介護認定審査会費は介護認定にかかわる経費で、認定調査員報酬8人分等が主なものでございます。認定調査件数が増加をしておりますので、嘱託職員を1人増員し、8人としたものでございます。

めくっていただきまして407ページをお願いいたします。備考欄5番目の黒ボツ、文書作成手数料1,323万円余でございますが、主治医意見書を作成する時の手数料でございます。

中段の備考欄の白丸、認定審査会委託負担金1,259万円余でございますが、介護認定審査会にかかわる費用の負担でございます。

次に、一番下の2款保険給付費でございますが、介護保険の利用に対して給付をした費用ということでございまして、こちらにつきましては、総額で40億3,704万円余、前年度比1.1%の増でございます。なお、この内訳、前年度比につきましては、決算説明資料48ページにもございますので、またあわせてごらんをいただきたいと思います。少し主なものを御説明してまいります。

1項の介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の認定者にかかわる介護サービス給付費でございます。決算書の409ページをお願いいたします。1目の居宅介護サービス給付費でございますが、訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具貸与サービス等の在宅サービスの給付費でございます。

次、2目の地域密着型介護サービス給付費でございますが、認知症対応型の共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等にかかわるサービス給付費でございます。

次に3目の施設介護サービス給付費でございますが、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、いわゆる介護保険の3施設と言われる、その施設に入所した場合のサービス給付費でございます。年度末での入所者数につきましては、461人でございます。

少し下のほうに行ってくださいまして、408ページの下段、2項介護予防サービス等諸費でございますが、こちらにつきましては、要支援1及び要支援2の認定者の介護予防サービス給付費でございます。

ページめくっていただきまして410、411ページをお願いいたします。中段より少し下、3項の高額介護サービス等費でございますが、利用者負担の上限額を超えた場合に、超えた部分の額に対する給付でございます。

一番下、4項高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護保険と医療保険との両方のサービスを利用した時の自己負担額を超えた部分を支給する制度でございまして、これについて細かくは413ページに、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費という形でお示しをしております。

次に、中ほどにございます6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設への入所または短期入所で、食費、居住費につきまして低所得者負担の軽減にかかわる給付費でございます。

ページめくっていただきまして414、415ページをお願いいたします。3款地域支援事業費でございますが、このうち1目の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、備考欄白丸の介護予防特定高齢者施策事業でございまして、そのうちの3つ目の黒ボツ、介護予防事業委託料につきましては、65歳以上の方に対し

て介護予防のおたずねや介護予防健診によって要支援や要介護になる恐れが高いとされた方に対して、運動器、口腔機能の向上や栄養改善、閉じこもり予防等の事業を行ったものでございます。細かくは決算説明資料の49ページのほうにありますので、またあわせてごらんいただきたいと思います。

次に415ページの2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、対象者は65歳以上の介護認定を受けた方以外すべての高齢者でございます。417ページをお願いいたします。備考欄のいきいき貯筋倶楽部事業委託料については、参加延べ人数が2,592人。次の黒ボツの高齢者元気づくり広場事業委託料の延べ参加者数は5,369人ということでございました。

次に中段、2款包括的支援事業及び任意事業費のうち1目の包括的支援事業費につきましては、特定高齢者、要支援、要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる者に対する介護予防ケアマネジメント事業、介護予防のプランを立てている事業でございますが、そういったことにかかわる総合相談事業、権利擁護事業等に携わる地域包括支援センターの職員にかかわる人件費が主な内容となっております。この中で417ページが一番下の黒ボツ、高齢者等相談窓口等委託料につきましては、市内7カ所の在宅介護支援センターに相談窓口業務や一人暮らし高齢者あるいは高齢者世帯として民生委員を通じて登録された高齢者に年に1回以上、状況訪問等を行う、そういったことも含めた委託料でございます。419ページをお願いいたします。この中の1番目黒ボツ、北部地域包括支援センター運営業務委託料につきましては、広丘野村に北部地域包括支援センターを設けたことにかかわる委託料でございます。

次に、中段2目の任意事業費でございます。3つ目の白丸、家族介護支援事業でございますが、主なものにつきましてはページめくっていただきまして421ページ、2つ目の黒ボツ、介護サービス利用助成金につきましては、在宅で介護されている市民税非課税世帯の方に対してサービス利用料の支払いに使える助成券を交付したものでございます。

2つ下の白丸、配食サービス事業につきましては、在宅で調理が困難な高齢者世帯に配食サービスを行ったものでございます。

次に、4款諸支出金の中の償還金4,347万円余でございますが、平成22年度決算に伴う国庫、あるいは社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

次に、下のほうに行っていただきまして、5款介護サービス事業費の1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費でございますが、こちらにつきましては、要支援1、2の方に対しまして介護予防サービス計画の作成にかかわる経費でございます。

次のページへ行っていただきまして、423ページをお願いをしたいと思います。423ページ、6款基金積立金でございます。基金積立金ですが、このうちの1番目の基金積立金につきましては、保険給付費にかかわる平成22年度の決算剰余金から過年度分償還金の財源を差し引いた1,298万円余、それから介護保険支払準備基金の運用利子9万円余を積み立てたものでございます。これらの基金の内容につきましては、この決算書の581ページにございます。423ページの基金積立金の3つ目の黒ボツ、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子積立金につきましては、平成20年度から介護報酬が3%改定されたことに伴う、第4期介護保険事業計画にかかる介護保険料の上昇を抑制するための基金の積立金、その利子でございます。以上歳出でございますが、歳入につきましては392、393ページをお願いいたします。

ただいまの歳出に対する歳入ということでございますが、1 款の保険料につきましては、6 5 歳以上の第 1 号被保険者の保険料でございます。3 9 3 ページの調定欄の額の 4 けた目に現年度分についての調定額がございます。8 億 5 , 0 2 0 万円余ということで、収納率は 9 9 . 1 6 % ということでございました。

中段より少し下、第 3 款の国庫支出金でございますけれども、1 つ目の黒ボツ、介護給付費負担金は、給付費に対する法定の国の負担率によるものでございまして、おのこの負担率につきましては備考欄にお示しをしております。

1 枚めくっていただきまして、3 9 5 ページの備考欄 1 番目の黒ボツに調整交付金がございますが、国のほうでは、一般には 2 5 % を負担するとされておりますが、2 0 % は定率で交付をされるわけですが、残りの 5 % 相当については市町村ごとの財政の調整を行うもの。平成 2 2 年度の本市の交付割合は、備考欄にお示したように 4 . 8 1 % ということでございました。

中段の黒ボツ、地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金 2 , 1 0 1 万円余、それから任意事業交付金 5 8 7 万円余でございますが、包括的支援事業及び任意事業、先ほど歳出で申し上げた、それらに対するおのこの国の法定負担分でございます。率については、備考欄にお示しをしております。

下段、第 4 款支払基金交付金につきましては、4 0 歳から 6 4 歳までの第 2 号被保険者の保険料でございます、1 番目の黒ボツ、介護給付費交付金につきましては、やはり同じように介護給付費に対する法定負担分でございます、負担割合は備考欄にお示ししてある 3 0 % ということでございます。

3 9 6、3 9 7 ページをお願いいたします。同様に地域支援事業に対して支援基金交付金から交付されるものでございます。

それから、5 款県支出金 6 億 7 2 5 万円余でございますが、介護給付費、地域支援事業にかかわる県の法定負担分でございます、おのこの内容、割合は違いますけれども、考え方は県の支出金と同様のものでございます。

3 9 8、3 9 9 ページをお願いいたします。繰入金でございますけれども、1 目の一般会計繰入金につきましては、先ほど一般会計決算の中に繰出金とありましたものですけれども、それに対応するものですが、市からの介護給付費、あるいは地域支援事業費等についての繰入金で、それぞれ法定の割合による繰入金でございます、割合については、やはり備考欄にお示しをしてあるとおりでございます。

以上 6 つの款が主な歳入でございます。介護保険事業特別会計決算の概要は以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、ここで 1 0 分間休憩をとり、午前 1 1 時 1 0 分から再開をいたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。まず 1 点、訂正させていただきます。議案第 1 号、3 号、4 号につきまして、認定すべきものを、可決すべきものとしてしまいましたので訂正します。それでは、議案第 5 号につきまして、委員の皆様より質問ございましたらお出しいただきたいと思います。

○鈴木明子委員 まず歳出の方で、4 0 8 ページのところの地域密着型介護サービス給付費のところが補正で

分減額されてて、それ説明受けてると思うんですけど、もう1回、どういう理由での減額だか説明をお願いします。

○**長寿課長** 地域密着型サービスにつきましてはですね、年度トータル6,700万円ほど減額をしておりますが、要因とすると小規模多機能について思ったほど利用が伸びていないこと、それから認知症デイについても、やはり、やはりと言いますか、事業所事体も閉鎖したところもあったりして思ったほど数値が伸びていない、そういうところが要因であったかと思います。

○**鈴木明子委員** 利用が少なかったっていうのは、施設ごとに受けいれている人が少なかったっていうこと、全体的に。

○**長寿課長** 小規模多機能のうちですね、認知症高齢者グループホームにつきましては大体定員まで利用がされておりますが、小規模多機能についてはですね、1カ所、クレア洗馬はほぼ定員ですけれども、れんげ荘については若干定員よりも下回っている。それから認知症のデイのですね、つくしについても定員は若干下回っている。そういった状況がちょっと続いている、そういった状況でございます。

理由ですけれども、理由として考えられることはですね、小規模多機能についてはケアマネージャーがですね、小規模多機能の施設の中にいるということですね、ケアマネージャーから小規模多機能の施設を紹介されにくい、そういった仕組み、仕組みと言って適当かどうかかわからないのですけれども。ケアマネージャーはですね、小規模多機能を紹介することによって、自分の抱えている利用者が小規模多機能へ移動してしまう、そういったことがございます。一方、小規模多機能自体はですね、通所と泊り、それから通いもある、非常にいいサービスとして厚労省は出しているんですけれども、全国的にですね、これは思ったほど定員の確保までいきにくいとされている、塩尻もちょっと例外ではない。クレア洗馬のみ比較的定員まで近いところまでいっている。そんなことが考えられる。今年度新たにオープンしたところもですね、ちょっと思ったほど定員までいきにくいということとは、状況として聞いております。

○**鈴木明子委員** それぞれの施設の状況もあると思いますが、全体の指導というか、そういうことも市としても積極的にやっていただいて、機能が、例えば内部の問題みたいになるような、ケアマネージャーが云々というような問題については、本来あるべき姿っていうものをやはり制度を生かしていただけるように、指導や目配りをしていただきたいなというふうに思います。続いていいですか。

○**委員長** はい。

○**鈴木明子委員** そうしましたら次、410ページのところなんですけど、先ほど高額介護サービスの関連について説明をしていただいて、上限額を超えた分についての給付であるっていう、3番の高額介護サービス等費っていうところですが、そういうふうに説明がありましたが、これは一般的に介護保険制度の中でそういう高額介護サービスを利用される方っていうのは、どのくらいの割合でいらっしゃるのか、大体、わかりますか。

○**長寿課長** 月々計算をしているという中で、年間の延べ件数でいきますと、この平成23年度は5,671件、月々のトータルですがこういった件数でございます。いわゆる年度末のですね、2月利用分に絞って言いますと、495件ということなものですから、大ざっぱに言って500人近い方がこの給付費を受けている、そういうふうに考えていただいてもいいと思います。

○**鈴木明子委員** そうすると、上限額を超えても必要があってこのサービスを受けなければならない状態にある人という見方っていうのでいいんですか。

○**長寿課長** それは上限額って言いますが、1カ月当たりのですね、1つの世帯の利用の個人負担分がですね、幾らになったか、あるいは個人で幾らになったかっていう部分を超えた部分を支給をされるということでございまして、在宅サービスの利用上限額と直ちに一致しているわけではありません。市民税非課税、住民税非課税世帯が、例えば1カ月当たりの利用者負担が2万4,600円を超えた場合はその部分を支給するのですとか、あるいは個人で1万5,000円を月額、個人負担分が超えた部分を支給するというふうになっておりまして、サービス利用上限額、いわゆる介護状態によって決められているサービス利用上限額とつながっているというわけではない、そういうふうにとらえていただきたいです。

○**鈴木明子委員** 介護認定度というか、利用できる範囲があるわけですが、それを自己負担分でカバーできないってというか、そういう方の場合に対しての給付ってということ。

○**長寿課長** 認定の度合いに応じて自己負担額が超えてしまった方でも、これに該当する方はもちろんいらっしゃいます。だけれども、負担上限、いわゆる保険給付で認められている額を超えた部分というのはですね、あくまで自己負担、それは全額自己負担なんですね。保険給付でされている額を超えた部分、保険給付で認められた額までの範囲で高額介護サービス費は給付されますので、限度額を超えた部分はあくまで10割負担ということです。

○**鈴木明子委員** わかりました。済みません。417ページの高齢者等相談窓口等委託料というので7カ所の在介センター、支援センターに委託をしているってということで、この年に1回以上訪問をしていただくっていう、この対象者について、さっき説明していただいたと思うんですけど、どういう方に。

○**長寿課長** 訪問の対象としているのはですね、一人暮らし、あるいはその高齢者のみの世帯として、民生委員さんから私どものほうに登録をしていただいた方がいらっしゃいます。そのうちですね、ケアマネージャーがついて介護保険サービスを受けている方はですね、ケアマネージャー、あるいは地域包括支援センターの要支援1、2などでプランを立てる者がついて定期的に訪問している方を除いた方、につきましてはですね、その方にどれだけ訪問しましょうかというようなことも、民生委員さんとお話をする中でですね、年に1回、必要に応じてもっと多い回数を訪問するようにしております。というのは、今年度からですね、そういった方、非常にお元気な方も登録されるものですから、その訪問頻度については民生委員さんとも相談し、必要のない方は民生委員さんにお任せをする。そういったふうに改めてきております。以上です。

○**鈴木明子委員** 私たちもいろいろな相談を受ける中で、こういう対象になっている方と思われる方の相談も受けることがありまして、そうすると、この相談というか訪問は、民生委員さんと連携の中でやっていただいているということなんですね。

○**長寿課長** 民生委員さんとの連携の中でやっておりまして、年に1度はですね、民生委員さんの区に出かけましてですね、地域包括の職員、行って状況もお聞きするのですが、おののの在介センターと地域包括の職員と民生委員さんが区ごとになる中で、その方の御様子をおののの情報交換をしまして、どのくらいの頻度で訪問したらいいかということを決めた上で対応しております。

○**鈴木明子委員** わかりました。それが、連携がね、それぞれ民生委員さんも窓口というか相談に当たるケアマネージャーさんたちも大変忙しい中で、多分大変なんだろうなというふうには思うんですが、いろいろ問題が顕在化してきたような時には、それぞれのどちらかに話が持ち込まれるケースもあると思いますので、やはり連携

をとっていただいて、必要な人に訪問をしていただけるような体制を、気をつけていっていただけたらなというふうに思います。

○森川雄三委員 介護予防のね、関係なんだが、大変高齢化がこれからどんどん進んで、ますます、私も団塊の世代でいよいよ65歳に、ことしかなるけれども、これ見るとですね、予防のための施策というか講座や貯筋倶楽部だとかいろいろ、元気づくり広場というようなことをやっておられるわけだが、この春、議会報告会で、あれは片丘だったかな、ある御婦人がですね、いわゆるこういうグループの中に入って元気づくりというか、そういうのもなかなか苦手なんだと。できればスポーツクラブであるとか、またシェイプアップ教室じゃないけれども、そういう個人的にね、一つ、介護予防のための施策というか運動もしたいと、そこら辺の補助的なものも考えていただきたいというようなお話を、たしかいただいた記憶があります。委員長のほうからきっと、そっちのほうへ話も行っているとは思いますが、そこら辺も今後ですね、私は大変重要なことじゃないかと思うんですよね。その点どうですかね。

○長寿課長 御指摘のとおりですね、介護予防が非常に大事ですね、それにみずから主体的に取り組むということが、取り組んでいって健康寿命を延ばしていただくことが一番よろしいかと思っております。ただ、ジムなどに通うのに対してですね、補助するっていう形態が適当なものかどうかということに関してはですね、ちょっとそういったものをやるのがよろしいかっていうのはちょっとまた、介護予防のですね、いろんな事業の形態も検討させていただく中で、1つの材料とさせていただければと思いますけれども。

○森川雄三委員 行政というかね、いわゆるこの、どなたがやったのか、委託業者というかね、方にやらしてるわけだ、これね。これはね、やっぱり限りがありますよ。市内全体を網羅できない。だったら、各地区にこういう業者を入れてね、65歳になったらすべてやってというような、そういうスタイルをつくっていかねければこれはなかなかとてもできないですよ。みずから健康管理とかね、そういうのをさせるとなったらですね、ある程度65歳以上になったら一つこの補助金というか補助券を出すから、そういうところへ通ってくださいとか、そういうことも必要じゃないかと思うだよね。これは、今ここで必死に議論してもしょうがない。検討してぜひ進めていただきたいなと、こう思います。答弁はいいです。

それともう1個いい。ちょっと基金の話なんだが、さっきね、おれの見間違いか見当違いだけど、えらい進歩的なことじゃない、数字でいけるが。この基金の積立が1,298万5,000円ね、それで、基金積立、確かに1,295万円を入れて幾らだ、どうかあるね。介護保険。それで7,600万円になってるね。ところが、その下のね、利子積立金の2つの約10万円くらい、これはどこへ入ってるの。

○長寿課長 560ページでございますが、この平成23年度中に前年度の基金を、当年度当初にあった利子も含めて、合わせまして、これらの利子も含めまして運用後の金額となっております。おのこの基金、例えば年度当初にあった金額を運用期間に応じて利子を含めて、最終的な積立金額というふうになっておりますので。利子もこの基金の中に含まれている。年度中に運用された利子も、この基金の中に含まれているということになります。

○森川雄三委員 そうすると、1,300万円ということじゃないだ、ここへ入るのは。560ページのところへ入るのは、1,300万円がここへ入らなきゃいけないわけじゃないの。

○長寿課長 利子としての運用が、例えば今の1,298万5,000円につきましてはですね、この1,29

8万5,000円と、それから運用利子1万946円を合わせまして、最終的に運用の金額が1,299万5,946円になったという見方でございます。

○森川雄三委員 ええ、なる。これはだけど、数字違わないか。単純に基金積立金1,308万9,256円というのが、ここへ入らなきゃいけないの。

○長寿課長 済みません、560ページで。

○森川雄三委員 423ページの基金積立金ね。

○長寿課長 はい。

○森川雄三委員 1,300万円あるでしょう。

○長寿課長 はい。

○森川雄三委員 それが506ページのいわゆる基金の場面ね。

○永田公由委員 それね、森川委員ね、もう1つあるだよ、基金が。処遇改善の基金というのが一番後ろに。介護従事者処遇改善特例基金っていうのあるじゃん。

○長寿課長 566ページに介護従事者処遇改善特例基金がございます。この中でですね、今の423ページの関係でいくと。

○森川雄三委員 運用利子1つね。

○長寿課長 はい、1つ分については、こちらで最終的には処分をされたという形です。

○森川雄三委員 もう1つ上は。

○長寿課長 もう1つ上のはですね、支払準備基金利子積立金の9万3,827円がですね、560ページの運用利子の合計額と一致をいたします。560ページのはですね、運用利子の合計額9万3,827円、一番下のところですけども。

○森川雄三委員 560ページ、ああ、これが。

○長寿課長 はい。これが利子分でございます。

○森川雄三委員 そういう意味か。ああ、そういう意味だね。そうすりゃ合うわ。なるほどね。はい。それじゃ、理解した。ありがとうございました。

○永田公由委員 先ほど人件費相当の委託料という項目が幾つかありましたけど、その人件費の算定根拠っていうか、算出根拠っていうのはどういうのに基づいているわけですか。

○長寿課長 例えば419ページ、北部地域包括支援センターの運営業務委託料1,199万9,400円というものがございます。こちらにつきましてはですね、地域包括支援センターに置くべき専門職についてですね、市の一定の年齢、ちょっとはつきり記憶にありませんが、設計をする時はですね、30代くらいの職員を人数分と、それと、そういったものをもとにし設計をし、その上にそのほかの費用、必要な経費を上乗せをしていったものを設計をし、それで入札をし、決定する。そういった、形態とすれば、イメージはそんなイメージでございます。

○永田公由委員 よくね、言われるのに、介護職員の給料が安いというようなことでもって、結構問題になるんだけど、今のお話を聞いてると、いわゆる市の職員の給与に基づいて委託料を算定していると、算出すると。そういう理解でいいわけですか。

○**長寿課長** 一般に言われる介護職員の支払われている給与については、介護保険の報酬の中から支払われているもので、確におっしゃるとおり、実際に結構低いというのはあるかと思います。私どもがですね、いろんな委託料などを出す時に当たりましては、市の職員のものを基準として出す、算出をするものもございますし、そうではなくて、そういうものもあるということです、経験からは。

○**永田公由委員** 部長。

○**福祉事業部長** 人件費の積算に当たりましては、それぞれ経費配分と言いますけど、その人だったら幾らくらかかるといような根拠が、設計とか年計算書のほうは結構設計であるんですけども、なかなか介護までのほうには、それが無いということがあるものですから、やはり設計に当たっては必要であろう、保健師幾ら、ケアマネ幾らということで積算する中で出しているということがあります。ですので、ほかの介護職場に比べて若干高いのかなということはあるかもしれません。

○**鈴木明子委員** 415ページの関係だと思うんですけど、それよりね、決算資料のほうの49ページのところの地域支援事業に関してちょっとお願いしたいと思います。この表にありますように、それぞれ運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、閉じこもり・認知症等改善というようなメニューがありまして、それぞれ実施箇所数と人数、回数とか人数とかが表になっているわけなんですけど、その中で、栄養改善っていうのが、実施箇所数が1カ所で、回数が9回あって、参加人数は2人ということで、延べは11人になってるんですけど、どういうケースなのか。それと、その下の閉じこもり・認知症等改善の、この2つについて、ちょっとこういったケースというか、説明を。

○**長寿課長** こういった皆さんについてはですね、介護予防のおたずねというのをですね、いわゆるチェックリストをですね、ちょっと50ページを見ていただきますと、生活機能のチェックリストというのを皆さんにお送りをし、その上で回答した項目によってですね、この方は運動機能の部分が心配である、あるいは栄養の部分でですね、心配である、あるいはその人のいわゆる認知症などが心配、外出の状況などによって認知症が心配であるという形で、候補者となる方をアンケートからピックアップをいたします。ピックアップをした上でですね、お誘い、私どもしているわけなんですけど、該当となった方でもですね、お誘いをするとなかなか参加する方も、皆さんが参加するわけでもなくてですね、その中で趣旨に賛同していただいた方が参加していただいているという形で、人数にすれば、栄養改善に参加していた方はお二人、あるいは口腔機能に参加していた方は7人、こう言った人数になっているというようなことでございます。

○**鈴木明子委員** 栄養改善が必要な該当者っていうのは、そんなに多くなかったっていう中で、このお二人が。

○**長寿課長** ちょっと、詳細については係長からお答えします。

○**介護予防係長** 去年のおたずね表の中から、運動改善の項目でチェックのついた方ですけども、218人いらっしゃるんですが、その中で参加いただいた方は2人ということになります。栄養改善です。

○**鈴木明子委員** でもこれ放っておくと、やっぱり介護度が重くなっていったりして、介護保険の中でのこういう引きずって行って、最後っていうか、健康状態を維持していけなくなったりとか、いろいろ問題を持ってくるケースになるんだと思うんですけども、いろいろ工夫をされてこういうことを実施されているのかなというふうには思いますが、こういう方たちが参加しにくい理由っていうかね、そういうものをちょっとやっぱり検討しないと、このままの状態、やったんだけど来なかったっていうことの繰り返しになれば、本来の制度というかね、

この予防事業の趣旨が生かしていけないんだと思うんですね。例えば交通手段がなくて来れないとか、いろいろケースとして考えられることをちょっと検討していただいたり、実際に何か関係の職員の皆さんで実態をわかっていらっしゃる方も中にはいらっしゃるのではないかと思いますので、検討もしていただいて、実際に箇所数をふやせばいいのか、足の確保をすればこういうことができるのか、そこまでする必要がないっていう判断があるのか、そういう検討をね、ちょっと掘り下げてやっていただいた上での、こういう実施をしていただけたらなというふうに思います。

○**長寿課長** ここにお示しをしてある4つの事業につきましてはですね、実は送迎もついております。ですので、交通手段の問題ということではなくて、もしかすると、事業の内容に魅力がないのか、魅力をお感じにならないのかですね、わかりかねるところもあるんですけれども、そういったことも含めてですね。一方で、もうちょっとお元気な方はですね、いきいき貯筋倶楽部には結構参加されている。だから、ちょっと一番心配な方は心配な方ですね、ピックアップされてますので、そういった方がどのようにしていくかについては、今後の研究、内容のことも変えさせていっていただければと思っております。

○**委員長** 済みません、今の事業の関係で、性別によって違っているのははっきり出てますか、参加者の中で。

○**長寿課長** 係長のほうからお答えします。

○**介護予防係長** 去年のおたずね表の結果だけからですけれども、ちょっとこの数は重複があるのであれですけれども、おたずね表で対象になった方ですけれども、男性が1,798人、女性が2,905人、全体で4,703人になってますけれども、重複がありますので、最終的には、ちょっとお待ちください。全体では、対象者934人になってます。特定高齢者に選ばれた方は934人ですけど、栄養改善のほうですか。

○**委員長** 先ほどのいきいき貯筋倶楽部とか、あとこういった事業で、男性の方が特に参加をしにくいっていうか、あんまり参加したいっていうふうな気持ちにならないっていうような声をちょっとお聞きするものですから、やはりそういったところも。女性はお友達がいたり、グループがいたりすると参加しやすいんですが、なかなか男性の方が、足が出にくいということもお聞きしますので、その辺も含めて今後検討をしていただきたいと思います。

○**長寿課長** おっしゃるとおりでございます、男性が少ないということですね、私、見に行っても感じておりますので。人数わかる。人数今わかりました。人数をお答えした上で、その辺も考えていきたいと思います。人数をちょっと、係長がお答えします。

○**介護予防係長** 済みません、教室に参加した人数ですけれども、男性が26名、女性が140名、合わせて166名。実質2名、教室かぶってますので、実質は164名になりますけれども、教室参加者は166名です。

○**金子勝寿委員** 決算説明資料の46ページの、ここに認定の状況がありまして、グラフを見ていただいて平成22年度に比べて平成23年度は195人ですか。平成20から22年、大体2,600人くらいで推移したのが、2,818人ということで、単純にこれ、申請の重なっている部分もあるかと思うんですが、この辺、伸びた要因というのはどういうふうに。

○**長寿課長** 認定調査方法の変更というのがですね、平成21年の4月にございました。ただそれが、軽度認定される傾向があるという批判も受けてですね、その半年後に、従来の認定方法を希望者は認める、1年間に限って認めるというものもあってですね、平成22年度の中から新しい認定方法に人がどんどん移っていった。

実際にですね、傾向としてやや軽度に認められる傾向はあるというふうには考えております。平成23年度にふえましたのはですね、1つには、全体にじわじわとですね、75歳以上の高齢者の方がふえておりまして、全体としては今、月々見ていまして、認定者の数は通増傾向、一たんは減ったんですけども、今のところ通増傾向にある、そういった傾向も1つかと思っております。

○委員長 ほかにございますか。なければ、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第27号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費

○委員長 議案第27号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第27号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。よろしく願いいたします。それでは、2款の総務費から御説明申し上げます。18ページをごらんいただきますと思います。2款総務費1項の総務管理費のうち16目市民交流センター費でございます。補正額の財源内訳の中をごらんいただきたいと思います。この国、県の支出金の部分でございますけども、2件ございます。まず、国の支出金40万円につきましては、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴います補正でございます。

続きまして、県の支出金でございます。52万円。これにつきましては、地域発元気づくり支援金の額の確定に伴います補正でございます。以上でございます。

○福祉課長 続きまして、3款民生費をお願いいたします。1項社会福祉費2目障害福祉費のうち、最初の丸になりますけれども、障害福祉事務諸経費ですが、障害福祉サービス費支払い手数料は、障害者福祉サービスの利用の増加に伴いまして支払い手数料が増加することによります補正です。

次の丸ですけれども、障害者福祉事業、最初の黒ボツ、福祉介護人材処遇改善事業助成金は県の補助事業で、社会福祉協議会が指定管理をしております、そよ風の家の生活支援員の人件費の助成金です。その下、2つの黒ボツになりますけれども、前年度障害者自立支援給付費等国庫、県費、それぞれの負担金返還金は、NPO法人支援への給付金のうち、返還金が生じておりまして、返還が確認できた時点で国、県へ返還するための補正になっております。以上です。

○子ども課長 続きまして、20、21ページをお願いいたします。2項児童福祉費2目の児童運営費でございます。保育所運営費のうち、18節の備品購入費でございますが、82万4,000円の増額をお願いしたいものでございます。内容につきましては、広丘西保育園の調理室にあります業務用の冷凍冷蔵庫が故障いたしまして修理不能となったために、新たに購入するものでございます。なお、当該冷凍冷蔵庫は平成8年に購入したもので、16年目に入っております。以上です。

○**教育総務課長** それでは、26、27ページの教育費をお願いいたします。2目の事務局費のうち、私立高等学校運営費補助金でございますけれども、学校運営費補助金のうち生徒割、これは1人3,000円でございますけれども、人数の確定によりまして不足する28人分を補正するものでございます。当初予算では500人を見込んでおりましたけれども、528人ということで確定したものでございます。

次、その下の公立高等学校施設整備費補助金につきましては、県立田川高等学校が創立30周年の記念事業を実施するに当たりまして、体育館の放送設備の改修等、施設整備費に対し30万円を補助させていただくものでございます。

次の学校管理費の目でございますが、外国語指導助手の報酬19万9,000円の増額補正でございますが、アメリカの国籍でございますALTの雇用延長、3年目が決まっております。アメリカとは租税条約の取り決めがございまして、2年間は免税というようなものでございますが、3年目以降につきましては日本国内で所得税等が課税されますので、その分について補てんをするものでございます。その分の増額補正でございます。

その下の北信越、全国大会出場者記念品代につきましては、長野県大会で好成績を上げまして、北信越大会あるいは全国大会に出場する児童・生徒が決定をいたしました。これにつきましても、当初予定者を上回ったために所要経費の増額補正をお願いをするものでございます。ちなみに、夏季大会の出場者は、当初予算20人を見込んでおりましたけれども、39人という内訳でございます。

○**図書館長** 同じく26ページ、一番最後になります。図書館費、歳入の組みかえのみでございますが、24万円、社会資本整備総合交付金。内容は、本の寺子屋等の講師謝礼に対してのうち、24万円の交付が決まりましたので補正するものでございます。以上です。

○**平出博物館長** それでは、28、29ページをお願いします。平出博物館費、財源内訳の組みかえでございます。平出博物館の中の歴史民俗資料館、それから平出遺跡考古博物館の耐震診断にかかわりまして、社会資本整備総合交付金の充当になりましたため、財源の組みかえをお願いするものであります。

○**社会教育課長** 続きまして、その下の13目榑川地区文化施設運営費でございます。木曾漆器館運営諸経費のうち営繕修繕料につきまして6万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、5月28日の落雷によりまして、漆器館の電話ターミナルアダプターが故障し作動しなくなったために、その取りかえを行うものでございます。この費用につきましては、火災保険の対象となるものでございます。以上です。

○**委員長** それでは、休憩を午後1時までとりますので、お願いします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほど説明を受けましたので、委員の皆様より質問ありましたら、お出しいただきたいと思います。

○**中原巳年男委員** 19ページの障害者福祉事業の国庫返還金について、先ほどNPO法人にかかわる返還金という説明があったと思うんですが、これは、NPOから返還されたものを市から国へ返還したのか、その返還した理由とその辺をお願いします。

○**福祉事業部長** これは、昨年なんですけども、NPO法人四炎という豆腐をつくっているNPOがあるんです

けども、そこに県の補助金が入りまして、そこで審査をした中で若干下部調整が必要だよということがありました。その金額を今年度市に入れていただいて、国と県に4分の1と2分の1と返すのが、この金額になります。

○**中原巳年男委員** これは、国庫負担金返還金となっていますが、県のほうも含んでいるということですか。

○**福祉事業部長** 上のところに前年度の国庫負担金、下が県費の負担金ということになっています。

○**中原巳年男委員** はい、わかりました。

○**委員長** なしですか。それでは、質疑、ほかにないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第27号につきまして、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第27号、当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第29号 平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○**委員長** 議案第29号平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○**男女共同参画・人権課長** それでは、別冊の議案資料になります。議案第29号平成24年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）になります。概要につきましては、その資料1ページにございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89万3,000円とするものでございます。これにつきましては、平成23年度の決算の確定によりまして、今年度への繰越金額が確定したものであるものでございます。

内容の説明でございしますが、7、8ページをごらんください。歳入の関係になりますけども、前年度からの繰越金が、総額7万円というふうに確定いたしました。それによりまして、今年度、1,000円の予算計上させていただきますけども、それに6万9,000円を加えて、総額7万円とするものでございます。

続きまして歳出の関係、ページめくっていただきまして9、10ページになります。繰越金の額の増額に伴いまして、歳出の関係は、一般会計への繰出金、これを同じ額6万9,000円加えるもので、総額25万4,000円となるものでございます。以上でございます。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けましたので、委員の皆様より質問ありましたらお出しいただきたいと思います。それでは、ないようですので討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、採決を行います。議案第29号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第29号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第30号 平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第30号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、お手元の議案第30号をお願いいたします。介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、1ページのところでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,574万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,497万8,000円とするものでございます。主な内容は、平成23年度決算に伴い、国等の交付金を受け入れをしたり、あるいは支払準備基金に積み立てるもの等でございます。

歳入について申し上げますので、7、8ページをごらんいただきたいと思います。3款国庫支出金2,153万2,000円、それから4款支払基金交付金1,898万9,000円につきましては、平成23年度の介護給付費が決算により確定したことに伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金から法定の率分の交付を受けるものでございます。これらにつきましては、事業実施の翌年度に精算を行っているという内容でございます。

7款繰越金は、決算に伴う繰越金で、内訳は説明欄に書いてあるとおりでございます。

次、9、10ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金の説明欄の白丸、償還金でございますけれども、やはり平成23年度決算に伴いまして、地域支援事業費等が確定したことに伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金に、こちらのほうは事業に対して超過して交付を受けていたものについて返還をするものでございます。返還金の合計額は356万7,000円で、内訳はお示しをしてあるとおりでございます。

6款の基金積立金の説明欄、基金積立金3,790万7,000円でございますけれども、こちらも平成23年度決算により、保険事業繰越金95万4,594円と、国及び社会保険診療報酬支払基金から交付される、合わせまして4,049万2,424円から、先ほど償還金で申し上げました356万7,000円を差し引いた額のうち、3,790万7,000円を支払準備基金として積み立てるという内容でございます。以上が補正予算の概要でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出しいただきたいと思います。

ないですか。それでは、ないようですので討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、議案第30号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第30号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

請願3月第1号 スケートボード練習場の設置を求める請願

○委員長 それでは、次、請願の審査を行います。請願は、継続となっている審査を含め、全部で3件であります。それではまず、請願3月第1号スケートボード練習場の設置を求める請願について審査をいたします。この

件に関しましては、委員会として松本市、大町市の視察を行い、またさらに市内の体育施設の現状についても担当課より説明を受け、委員会としても研究をしてまいりました。それでは、委員の皆様より、御意見ありましたらお出しいただきたいと思います。どうでしょうか、皆さん。

○**森川雄三委員** 2回延ばしてるっていうことでね、ここである程度決着というか、判断をするべきじゃないかと、私は思いますけれども、私の思いとしては、内容的にはそりゃ理解もできますけれども、以前から申し上げているとおりですね。いずれにしても体育館の場面を、建設を延期したというような場面ですね、体協の皆さんの熱意という部分もある程度くみ上げることができなかったというところに1つの、何と言うかね、引っかかるところがあるものですから、この場面としたら、取り上げられないという、討論になっちゃいけないが、そんな思いがありますね、どうしてもね。意見です。

○**委員長** ほかに御意見ありましたら、お出しください。

○**永田公由委員** 私とすればですね、やはり請願者の願意というものは非常に理解ができます。ただ、市内の体育施設の現状を考えた時に、やはり早急にスケートボード場の設置ということはなかなか難しいと思います。そんな中で、やはり理事者に対して委員会として意見を上げるというようなところまでは、まだまだその時期ではないと思いますし、やはり、請願者に対してもですね、きちんとした責任ある組織体制をまず構築していただく、そして、練習場についても自分たちで確保をしていただく、そういったようなことを請願の回答の中に加える中で、私は趣旨については理解を示すということでどうかなというふうに思っています。

○**中原巳年男委員** 気持ちはわからないこともないんですが、やはり請願されてる団体の、実際の競技人口ですとか、それから松本にしても大町にしても、そういった用品を扱ってるスポーツ店の方が主になって維持管理、あるいは安全面等を対応してるというようなこともありますので、現状、今の段階でそのような体制がとれないということなので、今ここで金額がかかるかからないという問題として考えるんじゃなくて、競技スポーツそのものについて、まだ今考えるのはちょっと早いんじゃないかなというふうに思います。

○**鈴木明子委員** ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、例えば練習場を設置しなかった場合、例えば小坂田公園などの中で、こうした方たちが利用する場所というのは、行って確保というか、滑れば滑るってというような、そういう場所はあるんでしょうか。

○**委員長** 行政。どうでしょうか、状況わかりましたら。

○**スポーツ振興課長** 前回の説明会の折にも若干お話しさせていただいた経過ございますが、現在、小坂田公園のスポーツ施設ではないんですが、公園施設の一角にローラースケート場のような形の舗装された一角がございます、そちらの管轄は建設事業部のほうになるんですが、一応担当のほうにも問い合わせしたところ、そういったスケートボードの利用も可能だということで伺ってはおります。

○**鈴木明子委員** 今のこともちょっと確認させていただいたのは、やはり交通上危険なところで滑ることとか、それから、騒音とかで周りの人から苦情が出るような状態の場所でなくてね、練習をしたり滑ったりすることができる場所が一定程度あるっていうことであれば、今の状況の中でスケートボード場を建設するということまでは行かなくても、もう少し工夫をしたりしていただいて、今の状況の中で活用できる場所を利用させていただくってことが可能なのではないかなということを、ちょっと感じますので、今回、採択というふうにならないのではないかなというふうに思います。

○委員長 ほかにございますか。

○金子勝寿委員 それぞれのお立場のお考えをお聞きするのはあるんですが、いわゆる有権者なり、若い世代が来たということは、十分議員の皆さんも重く受けとめていただけたと思います。議会で今まで請願した中で、多分一番若かったと思います。政治に関心がないとかですね、投票率が低いという現実、そういったものを議会、これからどうしていくのか。議会報告会でもやはり、どうしても年配の方が多いと、そういった中で、若い世代が声をあげたということに対しては十分評価をいただきたいと思います。今、お聞きした中、いわゆる体育協会の関係であったり、それから、競技人口といった部分、なかなかそれさえも調べるすべがない方もいらっしゃる中で、こういった請願を出してきたこと、それは十分評価していただきたいのと、もう1点、単純にここでノーと言うのではなく、何とか趣旨採択にはしていただければなといったお願いも含めてですね、その辺、いわゆるここで差し戻すにしても、今一つ一つ理由を聞くと、この施設がいい悪いではなく、横の状況にかなり配慮をなさっている。体育館建設にかかる費用は何十億ですが、この施設にかかる費用は2,000万円程度です。維持費もほとんどかからないといったところ、議論をしていただいて、それぞれの政治的な立場は十分承知しております。が、将来にわたってどういう判断をしていくのかという部分で、若者の思いをぜひ摘まないような御判断をいただければなというふうにお願いをしながら意見とさせていただきたいと思います。

○副委員長 いろんな御意見をお聞きして、確かに請願を出すってかなり勇気のいることだと思いますので、そういったことを出されたことは、とても受けとめたいと思っています。先ほど説明ありましたように、今どうしてもそこをつくらなければならないという状況ではないということと、あと、金額の問題ではないと思います。先日、委員会で研究をさせていただく中で、ほかの体育施設の建てかえの希望がたくさん出てるということもお聞きしました。議会報告会の時に、区長会を通して自分たちの地区要望が出なければ、議会報告会に行つてその場で声をあげれば、すぐしてもらえるという形になるのかどうだろうかというのが、別の委員会でもちょっと話が出たと思うんですが、やはり、じゃあ請願を出せば取り入れてもらえるとなるとというような前例をつくってしまうと、ほかの、ああそうなんだ、請願を持って行けばいいっていうふうになってしまうと、今度、どんどん来た時に、それがどうなるのだろうという心配も考えられるので、そのあたりをよく考慮したいなと思います。以上です。

○金子勝寿委員 済みません、請願は憲法に書いてある権利ですので。それを採択するかしないかは、議会の判断でいいと思うんですけど。それを持ってけばいいみたいな、ちょっと今の発言は、あまり適切じゃないのかなと、ちょっと個人的に思うので、ちょっとその辺は御注意なされたほうがいいかなと思います。権利は認められるけども、それがノーかどうかについて、ちょっとそれを認めないかのような発言、ちょっとそれはすごい違和感があったので。

○副委員長 請願はどなたでも出せますし、出された請願はもちろん受理をしなければならないということは存じ上げております。ありがとうございます。

○委員長 ただいま委員の皆様よりそれぞれ意見、また質問を出していただきましたが、それでは、討論を行いたいと思います。趣旨採択をしたいということが出てるので、じゃあ、そこを先によろしいですかね。

それでは、ただいま皆さんの意見の中で、趣旨採択をという意見が出されましたので、趣旨採択とするかを諮ります。請願平成24年3月第1号スケートボード練習場の設置を求める請願につきまして、趣旨採択とするこ

とに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手半数〕

○委員長 それでは、念のために、不採択の方の挙手をお願いします。

〔挙手半数〕

○委員長 挙手、それぞれ同数でありましたので、委員会条例第16条第1項の規定により、委員長の決するところに採択いたします。当委員会の審査結果は、趣旨採択をしないということで決したいと思います。それでは、趣旨採択をしないということです。次、それでは、審査を続行します。

○森川雄三委員 もう出ちゃってるでさ、ここでもう決定しりゃいいじゃないか、手挙げるか、下げるか。そういうことでしょう。今度新たにやるわけずら。だから、それを決めちまやいいで。またそこで討論も何もないでしょう、もう。

○委員長 趣旨採択は、一応現在否決をされましたので、その後、採択するかどうかの決定をしたいと思います。請願を採択という方、いますか。

○永田公由委員 委員長が判断すりゃいいじゃない。

○金子勝寿委員 趣旨採択が否決されたから、もう一回本案についての数をとって決定。

○委員長 それでは、採択か不採択の決定をいたします。採択に賛成の方の挙手を、でいいですね。

○森川雄三委員 いいじゃない。そういうことさ。この請願に対して採択をするか、今度はしないかっていうことをやらなきゃいけないわけずら。

○金子勝寿委員 そういうことです。

○中原巳年男委員 趣旨採択はなくなると。

〔「ちょっと休憩を」の声あり〕

○委員長 では、休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時32分 再開

○委員長 再開いたします。先ほど趣旨採択の意見が出され、挙手同数で、委員長判断で趣旨採択は否決されましたので、審査を続行いたします。委員の皆様より、引き続き御意見がありましたらお出しください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 意見がありませんので、採択をするか、しないかで決をとりたいと思います。請願3月第1号につきまして、採択をするということに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

○委員長 挙手少数でありますので、請願平成24年3月第1号については、不採択とすることに決しました。それでは、次に進みます。

請願9月第1号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

○委員長 次は、請願9月第1号少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願を審査

を行います。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 今回、紹介議員には、例年どおりという内容でありますので、説明に出席をしていただくことをしておりませんので、よろしくお願いいたします。それでは、審査を行います。委員の皆様より御質問また御意見ありましたらお出しいただきたいと思います。

○**金子勝寿委員** 例年出てきて、毎年採択しておりますので、特に異論がなければいいと思いますが。

○**委員長** ほかの皆さんは、いかがでしょうか。

○**鈴木明子委員** 少人数学級もそうですし、教職員の定数増を求めるっていうことも、ぜひ国の段階でも実現していただきたいことなので、これは実現するまで、やっぱり連続していくことが必要だと思います。

○**委員長** ほかにございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、請願 9 月第 1 号少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願については、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。意見書の提出を求められているものでありますが、採択に伴い意見書を提出したいと思います。意見書の案文等につきまして御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長一任」の声あり〕

○**委員長** 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。それでは、次に進みます。

請願 9 月第 2 号 長野県独自の三十人規模（三十五人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

○**委員長** 請願 9 月第 2 号長野県独自の三十人規模学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書に関する請願について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** この請願に関しましても例年どおりという内容でありますので、紹介議員には来ていただいておりませんので、よろしくお願いいたします。それでは、委員の皆様より御意見ありましたらお出してください。

○**中原巳年男委員** これ、長野県に多分提出する内容だと思うんですが、現在、長野県はもうこの 30 人規模学級になってるんじゃないのかな。どうです。中学の 1 年までか、2 年。

○**森川雄三委員** 随時、進めちゃいる。

○**中原巳年男委員** おれたたちのころの先生なんて、45 人、50 人に 1 人の先生で、今の先生の問題あるだよ。

○**森川雄三委員** そういうこと。オフレコだが。

○**鈴木明子委員** 30 人規模学級の拡大及び定数内臨時採用の解消というところが大きくて、県として、こういう姿勢で取り組んでいただかないと、少人数化していこうとする自治体でも、先生の確保の問題などがネックになって進まないということも考えられますので、やはりこれは採択をして意見書を出していただきたいと思います。

○委員長 ただいま採択という意見が出されていますが、ほかの皆さんはどうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議ないということですので、請願 9 月第 2 号につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。意見書の提出が求められているものでありますので、採択に伴い意見書を提出したいと思いますが、意見書の案文等につきまして御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長一任」の声あり〕

○委員長 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように進めさせていただきたいというふうに思います。それでは、次に進みます。

陳情 9 月第 1 号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

○委員長 陳情 9 月第 1 号私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情について審査を行います。この件に関しましても、事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、審査を行います。委員の皆様より御意見ありましたらお出しください。

○金子勝寿委員 採択でいいんじゃないでしょうか。

○委員長 ほかにございますか。ただいま採択という意見が出されておりますので、当委員会の審査結果は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情 9 月第 1 号私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情につきましては、全員一致をもちまして採択することに決しました。これにつきましても、国、県に対して意見書を上げてほしいということが出ておりますので、採択に伴い意見書を提出したいと思いますが、意見書の案文等につきまして御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長一任」の声あり〕

○委員長 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、以上で、当委員会に付託されました案件については、審査を終了することとなります。市長部局の。

閉会中の継続審査の申し出

○福祉事業部長 それでは、市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中におきましても、福祉、教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項について、継続して御審議くださるようお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、異議なしと認め、そのように議長に申し出をしたいと思います。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長

報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、理事者からあいさつがあれば、お願いしたいと思います。

理事者あいさつ

○副市長 2日間にわたりまして熱心に御審査をいただきました。御提案を申し上げましたすべての案件につきまして御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。委員会の審査の中でいただいた御意見、御要望に対しましては、これからの行政施策の推進に生かしてまいりたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、9月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後1時48分 閉会

平成24年9月21日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印